

官民競争入札等監理委員会  
第3回徴収分科会

議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第3回 徴収分科会 議事次第

日時：平成19年6月22日（金） 13:30～16:17

場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

- 1．開 会
- 2．NHKからのヒアリング
- 3．社会保険庁からのヒアリング
- 4．国土交通省 住宅局住宅総合整備課からのヒアリング
- 5．閉 会

< 出席者 >

（委員）

森主査、小山専門委員、高橋専門委員、新部専門委員

（事務局）

野島参事官

森主査 それでは、定刻となりましたので、第3回の徴収分科会を始めさせていただきます。

本日は、NHK受信料収納業務、国民年金保険料の徴収業務、公営住宅の滞納家賃の徴収業務につきまして、それぞれNHKさん、厚生労働省さん、国土交通省さんからのヒアリングを実施させていただきます。

なお、本日は所用によりまして、本田委員が欠席されております。御了解いただきたいと思います。

それでは、NHKの方からお願いを申し上げます。まず、NHKからは受信料徴収業務につきましてお伺いしたいと思います。また、NHK平成19年度収支予算等を国会に提出するに当たり総務大臣意見が付されていますので、総務省情報通信政策局放送政策課長の吉田様にも同席をいただいております。

それでは、NHK営業局の西田局長様からよろしく申し上げます。なお、時間も限られておりますので、御説明につきましては10分ということでもとめてお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

NHK（西田局長） NHK営業局の西田でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

お手元に資料を用意させていただきましたので、それに基づいてポイントだけ説明させていただきますと思います。

まず、NHKの受信料の徴収に関する業務、制度・業務の現状ということでございますけれども、3ページでございますように、収納業務の目的・概要という部分でございます。目的自体は公共放送の事業運営財源である受信料を収納するという業務になります。公共放送それ自体は放送法第7条に目的がございますし、業務としては第9条に規定がございます。そういった業務を進めていくための事業運営財源を集めるというのが収納業務の目的でございます。

その受信料収入でございますが、右に円グラフがございまして、平成19年度予算でございますけれども、事業収入6,348億円のうちの97%、6,130億円でございます。

受信料収納業務の概要でございますが、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方には、まず契約をいただくという義務がございます。それから、契約に基づいて口座振替、訪問集金等の収納方法によって受信料をお支払いいただく、これを収納するという業務がございます。いずれにしても、関係法規については放送法第32条に契約締結義務というのが第1項に規定されております。それから、放送法第32条の第3項には、総務大臣の認可を得て契約の条項を定めるという条文がございます。これに基づいて定めたのが日本放送協会放送受信規約でございまして、この第5条に支払い義務が明定されているという形でございます。

受信料の体系でございますけれども、受信料額自体は、放送法第37条にございまして、国会が毎年度NHKの収支予算を承認するという形で額を決めることになっております。

それから、別途配付しておりますが、お手元のリーフレットにありますように、受信規約で受信料の体系あるいは契約の種別、支払い方法のようなものを定めております。具体的にはそれをごらんいただければと思います。

4ページに、受信料収納業務のフロー、いろいろな課題を書いております。中ほどにフロー図が

ありますけれども、まず契約を結ばなければいけないということで、契約の対象になる方を発見して面接して契約をお願いする、説得するというような流れになります。契約をしていただいた上で受信料を請求し、それを収納するという繰り返しをしているわけですが、発見や面接という業務の中身については全戸点検ということがございます。NHKの場合には、例えば、住民基本台帳ネットワーク等から転入された方の情報を得ることはできない、あるいは受信機を電器店で購入された、そういう情報を得ることはできない、BBC等ではそういうことができるようがございますけれども、NHKの場合には自前でそういう把握活動をしなければなりません。そのため、全戸点検、契約台帳に契約のない方を一軒一軒訪問して契約をお願いする、あるいは転入されてきた方であるのかどうかを確認して契約をお願いするというようなことをやっております。そういう過程で発見できない、面接できないという方については未契約になりますし、お会いできているいろいろお話をするのですけれども、受信料制度への理解をいただけないという方については未契約状態のままになっているというのがございます。

契約をいただくと、今度は受信料の請求をするわけですが、支払い方法は口座やクレジット、それから、定期的に振替用紙をお送りするといったような支払い方法がございます。これについて、例えば口座解約等で収納できないという場合については一旦、こちらからお伺いして現金で収納するという訪問集金に戻します。それで面接できず、あるいは理解を得られず、収納できないというものについては、その後継続して文書・訪問による対策をするわけですが、どうしても面接できないあるいは理解していただけないということでお支払いいただけないものについては未収となります。これらについては、現在受信料特別対策センターというものを本部に設けておりまして、こちらの方で一定の期間対策を講じた上で、どうしても理解を得られないものについては民事手続き、支払督促という手続きを、昨年11月から行っているところでございます。

5ページが全体の組織体制でございまして、本部と各営業の活動をする拠点がございます。本部については営業局というものを設けておりまして、そこに4つほどセンターが設けてありますが、これは全国管理をしているという形です。都内の営業センター以下のところについては事業所数76とございますが、これは都内の営業センター以下の全国の営業活動の拠点の数でございます。配置人員は1,218人、これは平成19年度予算でございます。そういう職員が全国において業績確保、その推進の管理に当たる、あるいは業務委託先の育成管理、視聴者情報の管理、受信料制度の理解促進活動などを実施しているという形でございます。

6ページが、業務量等に関する指標ということで、上の方が契約収納関係の経費、予算の数字でございます。平成17年度、平成18年度、平成19年度と3か年記載してございます。契約収納関係経費は平成17年度819億円という金額でございました。これが平成19年度予算では761億円という金額で予算を組んでおります。

中身は、いわゆる契約収納費が平成19年度予算で申し上げますと592億円でございます。これは物件費という形になります。業務委託経費などもこの中に含まれております。この592億円のうち外部委託の関連経費が454億円でございます。それから、職員の人件費が平成19年度予算では168億円、これらの合計が761億円という形で、受信料収入予算に対しては12.4%という形になってお

ります。

受信契約は、放送法第 32 条第 1 項で受信契約を締結していただくわけですが、その契約の締結を自主的にお申し出をいただける数は極めて少ないわけでごさいます、こちらから出向いて契約あるいは住所変更の手続きをとるという形になります。その取次数が ( a ) の欄にごさいます、平成 19 年度の計画では 289 万件の新規契約あるいは住所変更、転入の手続きをとります。一方、契約を解約するということがごさいます。受信機が故障した、なくした、移動されて転出されるといった数が 269 万件ごさいます。この差引きとして契約の増加数が平成 19 年度の契約では 20 万件という形になっております。

7 ページでごさいますけれども、受信料の契約・支払い状況、平成 18 年度末の実績でごさいます。左端に契約対象がごさいます。4,704 万件、これは国勢調査等の数字から総世帯数を推計し、それから、一般の会社あるいはホテル、病院といった事業所の数を母体とし、そこから受信料には免除がごさいますので免除の対象、あるいは一般世帯の場合も生計は別ですけれども、同一の住居に住まれていて同じテレビを活用されているというような場合については、国勢調査では 2 世帯とカウントされていますが契約対象は 1 になりますので、そういった数字を除いて契約対象が 4,704 万件という形です。これは事業所も含めてこういう契約対象がごさいます。そのうち未契約が 1,086 万件ほどごさいます。契約数は残りの 3,618 万件ですが、この 3,618 万件という契約数のうち未収状態になっているもの、契約をいただいたんですが支払いが滞っているものが 298 万件ごさいます。

右側ですが、契約をしていただいている方の支払い方法別の割合でごさいます。口座振替が 73.9% ごさいます。それから、クレジットカードの継続払いというのが 1.6%、56 万件、振込用紙をお送りする継続振込という支払い方法が 317 万件、8.7%、残りが訪問集金になるわけですが、この 571 万件的訪問集金のうち 298 万件は未収者であるという勘定でごさいます。したがって、未契約も含めまして未収者を合わせた不払い状態にある方が 29%、支払っていただいている方が 71% という数字でごさいます。

8 ページが業務の実施を規制する現行法及び関連条項並びに規制の概況ということで、この業務委託に関しましては、放送法の第 9 条の 3 で、NHK が定める業務委託基準に従う場合に限り、NHK の業務の一部を他に委託することができるとしております。こういう受信料収納業務に関しましても、この条文に基づいて民間の事業者等に、勿論個人の事業者もごさいますけれども、業務委託をしているところでごさいます。

一方、未収状態になったものについては、例えば支払督促を申し立てることを前提にした未収受信料の請求行為、それから、支払督促申立ての手続というものについては、弁護士法第 72 条の制約がごさいますので、これは職員がやっているという形でごさいます。

森主査 時間が来ましたので、質問等をさせていただきたいと思ひます。

それではどうぞ御遠慮なく。

高橋専門委員 結局、時間がなくてお触れにならなかった 14 ページが、NHK の御見解だと思ひんですが、これを見せていただきますと、具体的にどういうふうに進められているのかというのが今ひとつはっきり書いていません。その辺はどういうふうに進んでいらっしゃるのでしょうか。

NHK（西田局長） 今、我々の方は総務大臣の意見もございましたので、この中に記載しておりますように、自主的な外部委託の拡大、市場化テストの仕組みを活用した形で進めようということをやっています。

それから、外部委託の現状は今説明できなかったんですが、既にマンパワーの状態では88%が外部委託をしているわけです。それから、契約の取次に関していいますと、98%が外部委託のパワーによる取次ぎでございます。したがって、現状でも積極的に外部委託は進めているところでございますが、なお更に、効率的にあるいは効果的なパワーあるいは戦力を開発したいと考えております。例えば、現行の収納業務、契約の取次業務、それから、例えばホテルや事業所といったようなところについては個人の世帯とは違った対象になりますので、独特のノウハウも必要になってくるということがございます。その対象、業務の内容といったものについて新たな戦力の開発ができないのかということで、市場化テストの仕組みを活用して自主的にやっていきたいと考えているところでございます。

高橋専門委員 かなり、委託取次収納員の割合が多いと思うんですけども、やはり個別の事業者だと組織的な対応というのが多分十分ではなくて、そこは大きな民間の経験もあるところをお願いした方が、やはり収集業務の効率性は上がるんじゃないかと思うわけですが、その点で多分公共サービス法で公正な形で入札をした上で委託するという方法が望ましいと思うのです。その辺是非お考えをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

NHK（西田局長） 確かに、今いわゆる委託取次収納員という形で5,600人ほどがいて、取次ぎの74%を占めているという形でございますので、この部分は個人の委託契約という形になります。したがって、今おっしゃいましたように組織対組織という関与の中でその部分を管理していくということについては、我々も課題意識を持っております。この部分を例えば、一般の生命保険の契約でありますとか、損保の契約でありますとか、そういったところについては代理店というような方式、ここにある意味では組織になるだろうと思います。それから、業務委託先を法人にするといったような形の対応があらうかと思っております。そこは我々もこのテストの仕組みを活用した形で、そういうものについて今後拡大していきたいということは検討課題の中の一つとしてとらえております。

実際に法人に対して委託をする、その職員等が地域スタッフと同等の取次収納業務を行うということについても、既に8法人ほどそういう形で実施しているところございまして、この部分を具体的には拡大していく。その際に、やはり競争関係があって効率的にあるいは効果的に業務が進められていくということが大切であろうと考えておりますので、そういう仕組みを活用したいということでございます。

高橋専門委員 大体自主的というお話で、多分14ページに書いてある法の仕組みにのっとると、例えばみなし公務員みたいな形になって官と同一視されるというお話があって、この仕組みは使いづらいという御趣旨だと思います。しかし、例えば、情報公開から除外された理由と、ここで言うみなし公務員と守秘義務というのは視点が違うわけございまして、そういった意味では、いわゆる大量に組織的に入札した業務を公正・中立な立場から実施するために確保される手段としてのみ

なし公務員や守秘義務と情報公開の対象としないというのは全く別の視点で、それは国民の目から見ても必ずしも誤解されないと思います。そういう意味では、やはり大量にいわゆる法律に基づく受信料徴収というパブリックな業務を民間に組織的にやっていただくための手続きの一環としてのいわゆる確保策という観点ですから、別にこれがあっても御利用されることは何ら問題はないですし、もともと法律自体NHKの業務を民間委託、いわゆる公共サービス法を使って委託するということは予定しているわけですから、この辺はある意味では筋が通らないのではないかなと私は思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

NHK（西田局長） 確かに、実務上のメリットは我々もあるだろうと思います。ただ、逆に、これは官民という形になりますので、我々が業務委託をすれば我々が官と受け取られてしまうと。一軒一軒の方に契約していただいて収納するわけですが、このことが逆に、その方たちにNHKの性格について誤解を与えるのではないかとというところを懸念しております。したがって、それが逆に契約収納業務の妨げになるというところがあるのではないかとということで、我々の方はその部分については自主的な形で、勿論公共サービス改革法の中の第3条に規定されております透明とか公正とか競争といった趣旨は十分に理解しておりますので、この部分についてはその趣旨に対して自主的な形でやるのが、逆に今まで言論・報道機関と言われる公共放送の性格に対して誤解を与えることのないような形で契約収納業務を進められるのではないかと考えておりますけれども。

高橋専門委員 私は政府調達苦情処理の委員をやっているんですが、JRも入っています。純粹民間会社も入っていて、それは基幹的な鉄道について、いろいろな調達についてトラブルがあった場合は国の一員と見ましようという観点から入っているわけです。法律の名前が官民と書いてあって、これにNHKが入った、だからといって逆にNHKが官だという趣旨でこの法律をつくっているわけではないと思います。その辺の誤解は是非、実際の民間の方がとられるところで趣旨を御説明いただければ、NHKの業務が官であるということを言っている趣旨ではないということは理解いただけるのではないかと思います。これが第1点です。

自主的にやられるというお話ですが、9月に経営計画が決まるということですが、我々としては経営計画が決まる前に、具体的にどこまでお進めになるかという話について、きちんとした中身をお示しいただきたいということがあります。この2点については是非御意見をお聞かせ願いたいです。

NHK（西田局長） 我々が14ページに記載しましたのがNHKの考え方の基本でございます。したがって、この分科会としての御意見をむしろ賜ればとは考えておりますけれども、1点目について言いますと、何度も繰り返すことになりまして、昭和25年に放送法が成立して以来、視聴者、国民の中に定着している公共放送NHKという性格と言いましょうか、言論・報道機関として理解されている部分について、要らざる誤解を与えたくないという部分が我々の主張の根幹でございます。その法の仕組みを活用すれば、その部分について誤解を与えるような懸念があるのではないかとというのが1点でございます。

それから、どういう形で市場化テストの仕組みを活用して自主的にやっていくのか、その具体的な内容をということでございますけれども、既に部内的にはさまざまな形でプロジェクトをつくる

なり推進体制を決めて、まず委託の方法を検討し、既に例えば市場化テストで利用されております企業からさまざまな御提案をいただいて実際に業務を委託しているところもございますので、そういったものも含めて全体的な概要はお示ししていきたいと考えております。

高橋専門委員 お示しいただけるということですか。

NHK（西田局長） お示しというのは、経営計画の中で示す部分があれば示していきたいと考えておりますけれども、この分科会云々というところについてどうするのかというのは事務局との御相談になると思いますが、我々は少なくとも経営計画の中ではそういうものも盛り込みながら、どこまで表現できるのかはわかりませんが、業務の内容については、具体的な仕組みを含めて当然明らかにしていかなければいけないとは思っております。どういう形で明らかにするのかは、また別途の話でございますけれども。

森主査 その経営計画というのは、今9月でお考えになっているのは、例えば1か年なのか、あるいは中期的なものか長期的なものを含めたその辺の考え方というのは、今、高橋専門委員からも、例えば9月が一つのチャンスだと。そういう中で盛り込むことができないかという視点で恐らくお話をされたと思います。例えば、そちらの経営計画というのがそれぞれの単年度計画あるいは中期計画、長期計画といろいろな計画があると思いますけれども、どこでお考えを持ってやられるのか聞かせていただければと思います。

NHK（西田局長） 経営計画自体は5か年という形で考えているわけですが、市場化テスト自体はテストですから、やってみて本当に効果があるものは実際に活用していくという話になります。したがって、テストの過程で我々が現行体制の中でやっている以上の効果が出ないものについては採用しないという話になりますので、実際にどの程度の内容を5か年の中でやっていくのか、これはテストをやってみないとわからないという部分がございますので、その点は御理解いただきたいと思っておりますけれども。

森主査 別の言い方をすると、例えば、今おっしゃるような官と民の競争もあるだろうし、今やっていらっしゃる徴収の方たちを含めた民で組織と個人と費用対効果を含めたいろいろなことが、そういうことも含めてできるのではないかと思うんですね。そういう取り組みをされるお考えは、計画の中に盛り込むことができるのかどうかということです。

NHK（西田局長） 通常我々が業務委託をしている調達行為の中に、効果あるいは効率性というものは当然視点として入っているわけでございますので、それをもう少しシステムチックに営業活動を実際に担う戦力の開発についてやっていきたいということでございます。当然、経営計画の中にはそういう仕組みでやっていきたいという表現は入るかと思っておりますけれども、具体的に何をどういう形でというのは実施してみないとわからないわけですね。その部分、どれだけの業務量をどういう形でやっていくのかというのは、これからの展開の中での話になってくるとかと思っておりますけれども。

森主査 実施してみないと、ということは、実施しないということだってできるわけですから。

NHK（西田局長） いや、テストをしてみないと実際に効果がどれだけあったのか、比較衡量もできないわけでございますのでという意味で申し上げたわけです。

森主査 もう一つ。6,100 億円の収入で、ざっと 760 億円ぐらいの費用が掛かっている、収入の約 12% ぐらいですね。素朴な質問として、これが例えば事業としてこれだけの費用が掛かっているということに対して、率直に局長様はどういうお考えをいらっしゃいますか。

NHK（西田局長） 決して我々は完璧な業務をやっているわけではございませんので、さまざまな形で改善・改良をしていく余地はまだいっぱいあると思っています。そういう意味で言いますと、761 億円というのは今後の展開の中では、我々が使っている経費というのは大きく分けますと、口座やクレジットで収納している経費の部分がございまして、それから、訪問集金、実際に人が行って収納するという経費がございまして、それから、未契約や未収に対応していく経費がございまして、大きく 3 つに分けますと、いわゆる経費の率、つまり水揚げと投入している経費の割合から言いますと、未契約や未収という部分について、例えば一軒お会いするのに 33 回ぐらい訪問しなければいけないという統計値もあるわけです。そのように相当人で手間を掛けているわけですね。そういうところに掛ける業務というのは、一方では受信料制度というものを守るための経費でもあるわけです。ここの部分は相当経費率が高いわけですが、ここは何とか安い戦力を使って効果的な戦力を開発をしていきたいと思っております。その部分で相当経費を削減することにつながるのではないかとということもありまして、先ほど来申し上げておりますような市場化テストの仕組みを活用して、自主的にそういう戦力を開発したいということもございまして。

ただ一方で、経費、率が 12.4% は高いというお話があるわけですが、他の公共料金と比べると、我々は極めて少額債権でございまして。衛星契約もあれば地上契約もございまして、1 か月当たり平均すると 1,400 円の収入なんです。ところが、電気料というのは単に契約件数で割りますと 1 万 4,000 円ぐらい 1 か月もらっているわけです。10 倍の収納があるわけですね。営業経費というのは絶対額は他の公共料金とほぼ同じぐらいですから、やはり率は 10 倍収納があるところの 10 分の 1 になるわけですね。そういうことがございまして、ここは率が高いからと言って単純には比較できない部分があるかと思っております。ただ、そうはいつでもいろいろ非効率もあるかと思っておりますし、制度を守ると言いながら経費を高く掛けている部分はございまして、ここは改善していきたいという視点は持っております。

新部専門委員 新部と申します。よろしく申し上げます。

委託取次収納員さんですけども、この方は個人事業主ということですよね。皆さんどのくらい継続して取次員をなさっていらっしゃいますか。経験年数で。

NHK（西田局長） 今は手元に資料がございませんが、お辞めになる方が年間 1,000 人ぐらいいるんですね。それをまた補充するという形になります。相当流動性が高いものですから、恐らく 7～8 年ぐらいの平均ではなかったかと。きっちりした数字が必要でしたら、またお出ししたいと思っております。

新部専門委員 いわゆる実際に視聴者との契約とか実際に訪問集金される、その部分の最前線の方なわけですね。その方たちというのは個別に訪問されますよね。そうすると、個別に訪問された方から見ると、私はあなたたちに知られたくないことがたくさんあるのよという部分はあろうかと思うんですね。そうしたときに、先ほどのみなし公務員といったものを逆に信頼を得る方法に使

えるような気もするんですけども、その点はいかがでしょうか。

NHK(西田局長) 勿論みなし公務員という形になって、今おっしゃった部分は実務上のメリットとしてあるというところはあるかもしれませんが。ただ、全体の制度として見たときに、NHKは官ですか、業務委託先の委託取次収納員はみなし公務員ですかと言われたときに、全体的な制度として、そこは制度の整合性からいってやや問題があるのではないかということが我々の考え方の基本的なところとしてございます。

新部専門委員 市場化テストで言うところのみなし公務員の規定なんですけれども、言ってみればそこに携わる者に守秘義務を義務付けることが、先ほども話がありましたけれども、いわゆる円滑な業務を執行していく上で必要なものだということと、NHKが官云々というときに、番組制作ではなく、これはいわゆる予算の大勢を成すところの受信料を確保してくるものですから、国民にはそのことを十分に説明すれば理解されるように考えるんですけども、どうでしょうか。

NHK(西田局長) この点、番組制作ではなく、受信料収納業務だけに限定してというお話でございました。ただ、制度としては番組制作の面についても拡大していくことは可能になっているわけですね。いずれそうなるのではないかという懸念を、公務員が番組をつくるというような仕組みになってしまうというような懸念を持たれるということもあるかもしれません。その部分は別にして、我々は何度も申し上げていますが、官ではないということだけはきっちり打ち出していないと、要らざる誤解を招くことになるのではないかと考えています。

それから、もう一点、例えばサービサー法という法律がございます。これは特定金銭債権を恐らく22項目ぐらい限定列挙されてると思うんですが、ここには受信料というのは入っていないわけですね。こういったものは民の活動を保障する法律でございます。こういった中に受信料というものが入っていくということの方が、その実現の可能性は別にして、中身はもっと検討しなければいけませんけれども、我々としては制度の整合性という点からいけば、その方がむしろ制度の整合性があるのではないかという感じはしておりますけれども。

小山専門委員 私は口座振替ですから御縁がないんですけども、集金に来られる方がNHKの正規の職員じゃないということは、今、契約者の方はほとんどわかっているわけですね。今、個別の人をお願いしているのを入札で広げて安い単価でやるということにお任せしようというお話なので、そこでどうして民から官にという発想が出てくるのか、どうもよくわからないところなんです。これが例えば公金を扱う公の会社みたいな組織があって、そこへ移した、そこが取りに来たと言われると、よりNHKがそっちに近づいたと言われてもしょうがないのかなという気がするんですけども、今おやりになっていることと余り変わりがないんじゃないかという気が集金される側からしてもするんですけどもね。

NHK(西田局長) 現象的にはそれほど変わらないことでございますけれども、公共サービス改革法、市場化テスト法と言われる法律の枠の中でやると、官が民に業務を委託しました、しかし、業務を受託した民はみなし公務員ですという構造が生じてしまいますと……。

小山専門委員 みなし公務員というのは、先ほど新部さんから話が出ましたように、あくまでも情報保護という意味で言っているわけで、例えば、集金に行った人たちが私は公務員だからと言う

ことを聞けというような話では全くないわけでした。

NHK（西田局長） 仮に、そういう法律の中でそういうことがあったとして、それぞれ現場では対応の実態がそれほど変わるわけではないのかもしれませんが。ただ、何度も同じことを申し上げて申し訳ないんですが、制度としてはそういうふうになってしまうところについて視聴者の方に誤解を与えるおそれがあって、その部分はさまざまな形でオピニオンリーダーの方たちが新聞紙上等で「官になったNHK」というような形でのキャンペーンを張られますと、これはかえって受信料収納、契約収納業務の妨げになるということ懸念しているということでございます。

森主査 先ほどからおっしゃる、公共放送としての放送の中身の問題と、料金の徴収・収納の問題というのは、先ほどから局長さんのお話を伺っていてもどうしてもしっくりこない。別に切り離して、もし官の云々になると、放送の中身もいわゆるお国の放送になってしまうという、そのところがどうしてももう一つ理解できないものですから。

NHK（西田局長） 放送局の財源としては、税金方式もあれば、広告料方式もあります。スクランブル、有料方式もあります。しかし、この受信料制度をとっているということはやはり公共放送、NHKの自主性あるいは自律性、不偏不党といったさまざまな公共放送の価値概念が放送法の中に盛り込まれているわけですが、それを実現するための財源というのは、俗に言えば広く薄く取りましょう、色つきでないお金をいただきましょうという形で料金が設定されているわけです。そのNHKに受信料については徴収権が与えられているわけですが、その受信料というものの性格とそれを徴収する人間、そこはやはり1対1の対応でなければいけないと私は考えているわけですので、その部分が例えば公務員が受信料を取りに行くということになりますと、この受信料そのものの性格にまで影響を及ぼすのではないかという懸念を抱いているということでございますけれども。

森主査 先ほど新部専門委員がお話しになりましたけれども、現場の実際に視聴者と面談するという方が大体1年間に1,000人ぐらいの入れ替わりがあると。そうすると、教育をし、いろいろなことをやっていくということを含めて、相当大きなコストがここに掛かっている。ある面ノウハウも含めて。こういうものは逆に言うと、先ほどサービサーのお話をされましたけれども、ある面では特にそういう事業者にとということでした方が効率的なことができないだろうかというのが端から見ただけですけども、NHKさんではどういうお考えですか。

NHK（西田局長） いわゆる育成するあるいは管理するという業務自体を外に出すという発想は我々にもございます。ただ、外に出したとしても育成業務がなくなるわけではなく、管理業務がなくなるわけではございません。これをどう効率化するかという視点で法人委託というような、今試行的に始めているものを拡大していきたいと。それは先ほど申しあげました生命保険の代理店方式であったり、さまざまな形での法人との契約ということを拡大していきたいという考え方でやっているところなんですけど、おっしゃるとおり内部でやっていることの業務が外へ出したからといってなくなるわけではないんですが、それを外に出すことによって効率的に進められるのであれば、それは拡大していきたい。そこは市場化テストの仕組みを活用しながら、そういうものの拡大を図っていきたいということは考えておりますけれども。

森主査 先ほどの総務大臣の意見書の中に、市場化テストに準じてという意見が記されておりました。これは今年2月の予算委員会での御発言だったと存じ上げますけれども、この問題というのは例えば、明年同じように予算委員会の中でもし仮にそういうようなことが、ということは逆に先ほど高橋専門委員がおっしゃいましたように、例えば、経営計画の中で同じような意見が出てくるということは、逆に言うと大変重く受けとめなければいけないと私は思ったんですが、どうなんでしょうか。

総務省(吉田課長) 基本的に今、主査から御指摘がありましたように、平成19年度の予算の際の総務大臣意見で付させていただきましたのは、まさに760億円程度の経費について、内容等については今、西田局長の方からいろいろな事情があるという御説明がありましたけれども、我々はマクロで考えた場合に、もう少し効率的なことは考えられないかということで一つの取っ掛かりとして、さまざまなやり方はあるかと思っておりますけれども、それが並行してこういう公共サービス改革法というものを議論し、政府としてこういうものを法律として推進していくとなったものですから、ここに述べられているような入札のやり方ですとか、そういうものは一つの取っ掛かりになるのではないかとということで意見として付させていただいたわけでございます。

ただ、当時は基本方針の中にNHKは入っておりませんので、そういう意味でいうと準じてということになりますし、また、私どもはあくまでもマクロの視点から確保させていただく立場ですので、公共サービス改革法の中で述べられているものすべてにおいてNHKがこのとおりやらなければいけないということまでの意識があったわけではございませんので、そういう意味で「準じて」という形の意見にさせていただいております。

これに依じて、平成19年度ということで今、一年を通じて恐らくNHKの方ではいろいろな努力をしていただくことになろうかと思っておりますが、9月末の経営計画の話は私どもは正式にいろいろ聞いておらないのでコメントは差し控えさせていただきたいんですけれども、恐らく平成20年度の予算案を国会に提出する際に、平成19年度の意見についてはどういうふうに取り組みされたんですかということは当然お伺いすることになると思いますし、その際に、例えば十分にやられたということであれば、平成20年度はそういう意見は落ちることになると思いますし、まだ契約収納業務について取り組むべき事があるのではないかという意識を総務大臣として持てば、そのときに意見として更にもう一度市場化テストというものを引用して意見をさせていただくのか、あるいはまた別の視点からの意見をさせていただくのかということは、またその時点での話になろうかと思っております。

いずれにいたしましても、私ども総務省の立場といたしましては、表現が不適切であれば御容赦いただきたいんですけれども、公共サービス改革法自体が適用されるかどうかということは総務省としてはメーンの関心事項ではございませんで、あくまでもNHKのこういう全体としての経営効率性、その中でも受信契約の収納業務というものが適切に効率的に行われるかどうかという視点から、さまざまな意見をさせていただくというところでございます。

今、少し議論の中に入っております守秘義務ですとか、あるいはみなし公務員といったことについては、実は平成19年度の意見を付させていただくときに、そもそもこれ自体直接の対象ではないとしておりましたものですから、そこについては総務省として特に十分な議論をしているわけで

はございませんので、そういうところは実は総務省としては余り知見を有しておらないという状況でございます。

高橋専門委員 私は「準じて」というのが、直接適用にならないという御見解で「準じて」とお書きになったと見ていたのです。そこは全くニュートラルで、いわゆる総務省から適用せよという話には当然ならないと思うんですが、NHKさんの自主的な判断でこれを使うということは否定はしていないという見解ですか。

総務省（吉田課長） 「準じて」ということは平成19年度の中でできるだけ公共サービス改革法の中に規定されているさまざまな手法でNHKとして採用できるものは当然採用していただきたいというのが意見の趣旨でございますし、基本方針を改定してNHKさんを入れるかどうかという御議論かとは思いますが、その部分については、私どもとしては一次的には所管されておられる内閣府さん等で御検討されるべきだという認識でありますし、最終的には基本方針は閣議決定という形になろうかと思っておりますので、その時点で政府の一員としての総務大臣のかかわりというのは出てまいりますけれども、恐らくそのときは我々の立場といたしましては、NHKさんが今当事者としていろいろな御懸念をされておること、やはりその部分は現に徴収業務をやられる当事者であるNHKさんがそういう懸念を払拭されるような形の議論なり何なりがされているということが、最終的に閣議決定の際に総務大臣としてもそれを同意をさせていただく上では必要なこと。

そういうことがあるかわかりませんが、仮に、NHKさん自身は公務員ではありませんので、守秘義務とかそういうのは掛かりませんが、自分たちは掛からないのに委託先にはみなし公務員規定が掛かるという、委託先についてだけちょっと強い規制が掛かるような形になるという部分も、法的な整合性というところは、率直に言ってそこは大丈夫かなという意識は我々もでございます。我々もでございますというのは、役人としての法的な気持ち悪さのようなものですが、ですから、NHKさんの先ほど来のお話を聞いていますと、それを実務でやっていく上で、何か効率的な方向に働くべきものが、それを導入したことによって、むしろ何か実務上の問題が生じ得るのではないかという御懸念を大分お持ちであるやに聞いておりましたので、その部分は仮に適用という話になれば、そこが払拭されて、本当にそれが「準じて」やるよりは、きっちりと法的につけた方が受信契約収納業務においてより効率的にされるんだということが、ある程度当事者であるNHKさんが納得されるような詰めというものをやっていただくのがありがたいかなというのが総務省の立場でございます。

高橋専門委員 ただ、NHK自体国会のコントロールも受けますし、公共的な組織であることは否定できないわけです。公共サービスであることには全く疑いがないわけですから、そういった意味で、後は具体的にその辺の御懸念をどう払拭できるかというところを議論を重ねていくということになろうかと思えます。

森主査 ありがとうございます。もう時間がまいりましたので。大変長時間ありがとうございました。

（NHK、総務省 退室）

（社会保険庁 入室）

森主査 引き続きまして、社会保険庁から国民年金保険料の徴収業務等についてお伺いいたしたいと思います。大変お忙しい中、社会保険庁の那須室長さんにお越しいただきました。本当にありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますので、約 10 分ということでもまず御説明していただいて、その後、私どもの方から質疑等をさせていただくということでもよろしくをお願いします。

社会保険庁（那須室長） それでは、私の方から説明させていただきます。

まず、本来ならば私どもの年金保険課長の鈴木が来て御説明すべきところなのですが、あいにく今、国会で法案の関係、いろいろ記録問題等の関係があって、国会対応ということで失礼をさせていただいております。私は、国民年金事業室長をしております那須と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回の資料等につきまして、若干御説明をさせていただきます。

先に、制度を若干だけ触れさせていただきますが、公的年金制度としまして 20 歳から 60 歳までのすべての国民を対象として、この制度は成り立っているところでございます。ただ、非常に厳しい現状の中で平成 17 年度末時点ですけれども、24 月以上の保険料が未納となっている者というのが約 374 万人ということで、このままいきますといわゆる無年金者ですとか低額年金者の増大ということになる。こういうことから、未納対策を我々の最重要課題として取り組んでいるところであります。

事務局、事務所でそれぞれ行動計画をつくって収納対策を更に図っているところでありますが、今回公共サービスの改革に関する法律に基づいて民間の力も借りて、この事業を推進していきたいというところであります。

したがいまして、1 ページの一番下にありますが、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨ですとか、請求、納付の受託業務、こういったことにつきまして民間事業者の創意工夫、ノウハウを生かして向上を図ってきたいというところでございます。

事務処理のフロー図ですが、7～9 ページに出てございます。若干触れさせていただきますと、7 ページですが、まず対象者の適用というものを市区町村で受け付けていただいて適用を図っている。ここでそれが納付になればよろしいんですが、納付にならない場合に、いわゆる所得を見まして免除該当者であれば免除の勧奨をして免除に持っていく。更に、それでもなかなか納付に結びつかない未納者というものが出てまいります。こういったものの未納者に対して納付督促ということと現在、職員なり収納指導員、国民年金推進員という非常勤の国家公務員ですが、戸別訪問を中心にやってもらうもの、それから、電話による納付督促といったもので未納者に対して納付督促を行っておりまして、結果としてどうしてもここで納付拒否ということになりますと、強制徴収という手段に移っていくというのが大きな概念図でございます。

それを詳細にしてありますのが 8 ページになっております。ここは割愛させていただきます。

9 ページに、民間事業者さんをお願いするというのが書いてあります。真ん中に四角く囲ってありますいわゆる受託事業者という中に書いてありますが、納付対象者のうち未納となった者、この

うちからいわゆる強制徴収に該当する人、それから、免除該当所得者といったものを所得情報で洗い出しまして、この2つのグループにつきましては社会保険事務所の方で行う。これ以外の未納者につきましては、受託事業者の方をお願いするということございまして、この納付督促の業務をすべてをお願いするというのが概念でございます。

また、業務の実態の組織図ということで、事務所が今どういう組織になっているかというのは10ページに標準的な事務所の体制を書いております。事務所でございますので、事務所長をトップにしまして次長を置き、7課体制ぐらいが一応標準的な形になっております。このうち国民年金業務課、国民年金保険料課というところが、国民年金の業務をやっております、主に納付の関係と申しますと国民年金の保険料課が主体になりますが、実際は業務課、保険料課、両方合わせた職員で納付督促関係の業務を行っているというものでございます。

2ページ、現在、社会保険事務所の事業所数と書いてありますが、事務所数は全国で309か所になってございます。これは今年10月からあと3か所設置しまして、312になります。もともと312あったんですが、配置状況として非常に人口が増えている地域に設置がされていないというところがありまして、その代わり、東京23区内の中で同一区に2か所事務所を持っているところがありました。そこを減らしながら、ないところに設置するというので数上は3つ、3増3減しまして10月からは312になる予定でございます。

配置人員ですが、総定員は社会保険庁の本庁、地方を合わせますと約1万7,000人の職員数でございますが、社会保険事務所で見ますと、職員数として2万900人と書いてありますが、常勤は1万2,600人。非常勤として8,300人。非常勤と申しますのは、年金相談に当たっていただきます相談員さんですとか、先ほど言いました推進員さん、戸別訪問で回ってもらっている方たちがいらっしゃるということです。

事務所のうち国民年金業務に従事している職員数というのは約7,700人、常勤と非常勤の内訳は常勤では3,000人、非常勤で約4,700人ということになってございます。

それから、既に委託している業務というものもございまして、平成14年度から市町村からすべて国が収納するというので事務の移換が行われました。この関係によりまして、未納者への電話督促という業務につきましては、既に民間委託をして実施しております。

それから、現在309の事務所のうち35か所の事務所につきまして、市場化テストのモデル事業ということで、先ほどの受託事業者に出す納付督促部分を実施していると。これは本年10月からは一応95か所への拡大ということで実施していくということです。

それでは、平成20年度以降のことでございます。対象範囲の拡大ということで、まず箇所数につきましては、一応年次の計画としましては平成20年度に90か所の増、更に平成21年度で127か所、ここまでいきますと312の事務所すべてということを一応実施予定ということで考えておりますが、具体的にはどうしても経費等の面が掛かりますので、予算編成の過程で確定されるということでございます。

対象業務につきましては、一応、納付督促部分としてすべてこの分野におきましては出しているということでありまして、これ以外に何か出すかどうかということは、これからの議論になるかなと

いうところでございます。

入札実施予定時期及び契約期間ということではありますが、今年度の実施は10月からということではありますが、次年度におきましても一応今までどおり10月ということはまだ内部でも議論しているんですが、やはり10月の実施になるのかなと思っています。これは以下理由として書いてございますが、私どもは年度で事業をしていると。それから、年度の事業の行動計画、先ほど言いましたように、事務所での計画を立てる際に、年度で立ててしまうのではなくて、上半期、下半期という立て方をして、上期で取れなかった部分は下期にもう一回行動計画を見直してさせるということで、下期が10月から始まるという事務所の事業との進め方も合うということから、こういったことにしていると。

それから、直近実績をもっているいろいろな事業者さんをお願いするとかそういうことになると、年度の直近実績が早くて6月上旬くらいにならないと、それまで取り組んだ結果がなかなか見えてこないということがございまして、こういったことからすると、どうしても早くて10月ぐらいの実施にしたいなというところで考えているところでございます。

契約期間の問題でございますが、一応、官民競争入札要領とか実施要項上では実施期間というのは原則として複数年の期間となっているということでもあります。今年度実施します95か所といいますが、一応平成22年9月までの3年間ということで今回は実施に入るとしております。ただ、御案内のように、今、社会保険庁の改革法が出されてございまして、法案が成立しますと早ければ平成22年1月に社会保険庁の組織が日本年金機構になるということございまして、ただ、権利業務は承継されるということになってございます。

これでいきますと、今後のことも同様に、仮に平成19年度実施分と同様に3年間ということにしますと、社会保険庁が廃止されるまでの期間が1年3か月、それから、日本年金機構に引き継がれて1年9か月という引き継いだ方の期間が長くなってしまうというのは、あまりにも新しい組織の方に縛りを掛けることにもなるのかなということがございます。したがって、来年実施するものにつきましては、契約期間を2年ということで考えてみてはどうかと思っております。

これをするによりまして、廃止後の契約期間というのは9か月になり、また、既に今年から実施する分野と終わりの時期が一緒になりますので、機構で新たな次の契約の整理がしやすいのかなというところをちょっと考えてございます。

社会保険庁改革による事業内容への影響ということでございますが、年金事務所というのが今度新たに設置されます。現行の社会保険事務所から年金事務所ということになりますが、これは機構になりましてもやはり現場第一線の窓口をなくすわけにはいきませんので、現在と同様に全国に同数の事務所を設置するというところで今のところは考えているということでございます。

この法律の中でも主たる事務所というのは東京ということですが、従たる事務所として今、県単位で置かれている社会保険事務局をブロック単位ということで考えておりますし、また、従たる事務所の業務の一部を分掌させるということで、年金事務所を置くという規定がされておりますので、事務所の窓口は同様ということで考えてございます。

森主査 ありがとうございます。

それでは、国民年金保険料の収納事業につきまして、それぞれ委員の皆さん方からとりわけ今おっしゃいました契約年数の問題等いろいろとお考えがあるかと思いますが、どうぞ。

小山専門委員 1つ質問なんですけれども、3ページの下の実施予定時期ですが、「 」の2つ目に「前年度の納付実績を反映していくこと」とありますが、この納付実績を反映するというのとはどういうことをおっしゃっているのでしょうか。個々の納付義務者のことをおっしゃっているのか、それとも例えば、社会保険庁全体として去年はこれだけ、前年対比幾らということをやるとのことをおっしゃっているんですか。

社会保険庁（那須室長） 事務所単位で前年度の成績がどうだったかということがございますので、6月上旬で確定という数字ではまだないんですが、ここぐらいまで来るとある程度推計できる数字になります。要は、直近過去3年を見るときに、本当に直近の1年がなくて、1年前から過去3年の平均の伸び率ぐらい伸びるのではないかと推計するのがいいのか、やはり直近まで取り入れてみて、事業者さんに要求水準というものを定めます。簡単に言えば、100人出して100人のうち80人は取ってくださいねというときに、過去の平均で見たときに60しか取れていないというのを80とセットしていいかとか、そういうものを見るのにどうしても直近の実績まで見たいなという。一番納付状況が反映されるのはどこかということを見たいということでございます。

小山専門委員 そうすると、今現実に各事務所で年間の滞納整理計画みたいなものをお立てになると思うんですが、それはいつごろ。

社会保険庁（那須室長） 今、指示をしまして、7月中に上半期の計画をまず立てるように。

小山専門委員 上半期というのは4月からを含めてですか。

社会保険庁（那須室長） 4月からになるんですが、現実には4月いっぱいまでは旧年度分が対象で、みんな収納関係をやってもらうんですね。5月からとなるんですが、4月から新たに新年度分が始まるんですが、4月の保険料の納期というのは5月末なんですね。そうすると、5月末にならないとAさんの保険料が入ったか、未納になったかというのがわからないものですから、実際には5月末の結果というのは6月末ごろにならないと出てこないものですから、では、何をして誰に納付勧奨したらいいかという対象者が出てくるのが大体7月なんですね、新年度分としましては。そういった意味では同じ状態でありまして、今、事務所の現場の方にこういった対策をこれからやっていくか、対象者をどれくらいに見込んでやるかという計画を今ちょうど出させる動きになっているところでございます。

では、4月、5月、6月は事務所は何もしていないのかというと、そうではなくて、免除というのがございまして、免除は所得が確定するのが7月からになりますので、昨年の所得で免除が停止されていない方は、まだ6月まで免除期間がありますので、そういう人に免除をお願いして、免除を出してください、そうすると、前期間さかのぼれますので、無年金にならないようにそういう人たちの掘り起こしというものに4、5、6月。それから、一番最後にありました強制徴収、所得がありながらなかなか振り向いてくれない方に対して、この方たちの財産調査とか差押え予告とかそういう事業を4、5、6月に集中的にやるという状況になってございます。

小山専門委員 その年間計画の一番しつぽの方はどうなっていますか。

社会保険庁（那須室長） しっばの方は今回とりあえずは上期を出していただいて、またすぐになんですけれども、8月頃には10月からの下期の計画を立てさせて、9月中に確定して、10月から動いて、これは来年の4月までの行動計画というものを立てさせるということになります。

小山専門委員 そうすると、下期の計画を立てるときには滞納発生というのはわからないわけですよ。

社会保険庁（那須室長） それまでの既に今年度分の未納者が発生してきますから、それと過去の未納者はそのまま引き継いでおりますので、そういう人たちにどういうアタックをして何件取るんだ、何件納めてもらうためにどういうやり方でやるんだという立て方をさせていただくということになります。

新部専門委員 私も滞納整理をやっている者なんですけど、今のめり張りといいますが、時期時期の行動計画、東京都も同様のことをやっておりますけれども、年金の未納者という部分で累積の未納者もいるわけですよ。的が外れたら恐縮なんですけれども、今回民間委託している部分なんですけど、累積部分も含めてですよ。そうすると、社会保険事務所の職員さんというのはどちらかという強制徴収等いわゆる公権力行使につながるようなものは出せませんし、出していないと思いますけれども、その分は随分進んでいるんですか。

社会保険庁（那須室長） 件数的にはかなり拡大してきました、平成15年度から本格的に強制徴収を私どもは手掛け始めたわけでございます。当初は正直言いまして、全国で1万件程度ぐらいに、これは1万件を差し押さえたということではないんですけれども、対象者1万件ぐらい取り掛かると、実質上差押えまでやった件数は全然ないんですけれども、そういう動きをした、いわゆる私どもは最終催告状と言っていますが、これが最後ですよ、最後通牒みたいな形で、そこから先は差押えの動きになるんですが、それを対象としましたのが平成15年度が1万件で動きまして、平成16年度が3万件、平成17年度が10万件、平成18年度は35万件まで伸ばしてきました、今年度は昨年まで35万件やったうち正直言いまして35万件全部はまだ片が付いていないんですね。やはり大部分が残ってしまう。どうしても所得情報を市町村からいただいて、それから選別しているという手掛けていきますと、年度内では完結はなかなかしないものですから、サイクル的には年度が変わってずっと1年掛けながらやっていくということで、今年は昨年の残り今年の新規分を合わせて60万件ぐらいを手掛けようというところまで一応来ております。

新部専門委員 局面を聞きたいんですけども、民間業者に委託した事務所の職員さんは減るんですか。

社会保険庁（那須室長） 減ります。いわゆる納付督促でやっていた分というのは、全体の経費としては納付督促が掛かっている分野を効率的にこなさいということで事業者さんに出して、なおかつ、経費もスリムにする、それから、当然仕事なくなるから人も減るでしょうということで減らされます。

新部専門委員 強制徴収の方では何らかの形で。

社会保険庁（那須室長） それもシフトしております。そこは御理解いただいて、例えば100人減りますけれども、強制徴収に力を入れなければいけないので、ここで20人は戻していただきたいとい

う形の。

新部専門委員 民間の活力を使って、市場化テストの中で国民年金の徴収を効率的にやったときに、浮いたもの（人）がそのままカットされたのでは……。なぜなら、この強制徴収の部分ではできませんものね。その部分が残っていないとしようがないと思ったんでお聞きしました。

高橋専門委員 私は今年度から専門委員になったもので事情がよくわかっていないんですが、今、入札の決定時期を10月にせざるを得ないというお話をいただきました。今までの議論の中で入札の実施時期で実際の事業の開始時期について2～3か月、要するに引継ぎ準備の期間で延ばしてくれという話をお願いしていたと聞いているんですが、その辺の御対応というのは結局どういうふうにされたんですか。

社会保険庁（那須室長） 先日もこちらで御説明させていただいたんですが、先ほど言いましたように、私どもこの事業をやっていくときに、既に2回市場化モデルで2年やってきているんですが、やはり事業年度単位でやっていく中の形として進める中では、何としても10月実施にしたい。確かに、そういう中で準備期間とか事業者さんのことは大丈夫かということは大分御指摘をいただいたんですが、そこは正直ちょっと事業は違いますけれども、先ほど言っている電話督促業務というのが毎年入札になっているんですね。毎年入札も要は新年度になってすぐ入札して切り替えるという中で、2～3か月ということなく、すぐに新規事業者さんが入ってきて、実際にすぐ5月から切り替わる事業に入って、こなされるんですね。ですから、反対にできない事業者さんは確かなかなか参加できないということになるのかもわかりませんが、そういった面では私どもとしてはできる事業者さんに参加してもらわなければいかんということで考えております。

高橋専門委員 そうすると、既存の業者が有利になりませんか。つまり、ある意味ではそういうノウハウがあるということを利用して参加しろとなると、新規の人は結局そのためのある種の期間について算入されないで実績が図られてしまうということになると、業者の固定になりかねないところがあると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

社会保険庁（那須室長）そこは昨年なども地区別で全体を1つの契約ではなくて、入札単位を幾つかに、今回も95か所を35か所分に分けていますので、要は規模を見てここに入りたいというようなことで、どこでも手を挙げられるような形にしてありますので、新規だからどうのこうのということではないと私どもは思っております。現実には、昨年などもやったときはかなりの地区で1つのところに5か所とか応募が来ているのがありますから、多いところで10ぐらい入ったところもありますし、だから、そこは余りないかなと思っておりますが。

本当は、長くもってあげれば一番いいんですけども、ただ、これだけの事業をやっていきますよということであれば、本当に意欲のある事業者さんであればやっていることは新規にやるわけではないんですよ。もうやっていますので、その情報は幾らでもとって、自分たちで準備する期間というのは幾らでもあると思うんです、反対に。ですから、そこはこちらがこの期間を持たなければいかんということはないのかなと私たちは思っておりますが。

高橋専門委員 ただ、これは多分、実際にやられた業者さんからそういう御意見・御要望みたいなものはあったのではないかと思います。その辺は業者さんがやりやすいように、2～3か月かど

うかわかりませんが、ある種のソフトランディング期間があるのではないのでしょうか。

社会保険庁（那須室長） 確かに、初めて入ったときはもうちょっと準備しておけばよかったなという意味はあるかなとは思いますが、

高橋専門委員 その辺はもうちょっと御検討いただければなと思います。

もう一点、平成 20 年度からの契約期間について 2 年ということは、ここで御明示いただいているのですが、そうすると、平成 21 年事業開始についてどうなんだというところが疑問になります。契約期間はどういうふうに御予定されているのでしょうか。

社会保険庁（那須室長） まだそこまではわかりませんが、やはり複数年契約でしょうか。

高橋専門委員 単年度ではないと。そこはですから、引き継いでもらうことになるのですね。

社会保険庁（那須室長） 1 年にして全箇所を全部、そこまでいきますと全事務所になってしまいますので、そうしますと、どちらかというとも 312 の事務所を 3 年にして、3 年で全部の事務所をもう一回入札やるのかというのも大変かなと。本当は五月雨式にしてやる方が事務の負担とか何か不都合が生じたときにもできるかなというのがあるので、例えば 1 年にしてしまいますと、みんなそろってしまうので、やはりそこは複数年にしたいんですが、さっきの理論からするとちょっと逆行するかなということがあるかと思えます。今、自分で言っててちょっとおかしいなと思いましたが、済みません。

高橋専門委員 でも、実施上から考えれば、新法人に引き継ぐ形になっても複数年でやった方が多分いいと思いますが、その辺は御検討いただければと思います。

あと、業務の拡大という話だと、今の事業者さんのヒアリングなどでも口座振替勤奨みたいなものはもっと幅広く、未納者でなくても効果があるんじゃないかという話があるのです。その辺についての拡大の御検討みたいなことはあり得るのでしょうか。

社会保険庁（那須室長） 一応、勤奨といいますが、口座振替を獲得した場合に成功報酬とかそういうことではお支払いをするようにしているんですね。

高橋専門委員 それは既存の人もそうですか。それはどこかに書いてありますか。

社会保険庁（那須室長） いえ、ここにはないですが、実施要項で定めていまして、口座振替を事業目標としてやるときに、要求水準の定め方とか取れなかったときにペナルティをつけられるのかという、ちょっと口座振替の場合はどちらかというともともと優良納付者、毎月払ってくれているんだけど、現金納付の人が移行するような方が多いので、滞納者からいきなり口座振替というのは難しいですね、正直言います。納めない人に幾ら口振が有利ですよと言っても、なかなか行かないんですね。ですから、どちらかというとも口座振替の勤奨というのは毎月納めていただいている優良納付者に対して、我々が勤奨状を送って口座振替の特に 1 年間の全納の時期などに、全納すると三千幾らもお安くなりますから有利ですよというような勤奨をするものですから、ここを事業者さんにいわゆる未納者に対する対策とちょっと違うものですから、事業者さんにそこまで出すのはどうなのかなというところがちょっとあるんですね。

ただ、私たちも口座振替というのは非常に安全というか、一番確実な納付方法ですから、事業者さんには納付督促をするときには口座振替を勧めてくださいねというお願いは確かにしております。

だから、そういった意味で、そういった者から口座振替を1件とれば幾らお支払いしますという方法で今は考えているところです。

高橋専門委員 わかりました。では、そこは是非いろいろ活用をお願いしたいと思います。

新部専門委員 国民年金保険料の収納業務の市場化テストモデルに係る評価で、平成18年度(実施期間平成17年10月~18年9月)のものですけれども、その中に実施結果を踏まえた見直しというのが出ています。その中に受託事業者の適切な指示・指導及び協力、連携強化という項があります。その中で受託事業者への適切な指示・指導及び協力、連携の強化が必要だと言われているけれども、例えば指示・指導及び協力の部分ですけれども、先ほどの開始時期(平成19年10月)と関係してくるかと思うのですが、契約による入札の開始時期がございませぬ。その間に見直しをした部分は落札した業者さんが対応できる内容ですか。

社会保険庁(那須室長) どちらかといいますと、正直言いまして市場化を最初5か所、次30か所拡大してやりましたけれども、私どもも現場も考え方として、自分たちの仕事をやってお手並み拝見というか、言い方は悪いですが、もう任せただから、任せた仕事のやり方には要は事業者さんのやり方には口出しできないんだと。あれやれ、これやれと言うことはできない。それは事業者さんがやることであって、そういうことはできないんだということがあったものですから、正直言いまして、現場事務所とお任せした事業者さんとの打ち合わせとか、そういうものが余りされていなかったんですね。データを渡すだけ、結果をもらうだけみたいな。では、例えば、事務所である時期にこういう広報をしまよ、こういうものをお送りしますよ、こういうことが綿密に連絡もされずにいたものですから、そうすると、事業者さんも事務所が何をやっているかわからないのに、電話すると、いやいや、この間納付書送ってきたじゃないかとトラブルになったりとかあるものですから、そういうものはやはりいかんだろうと。

それから、今後は正直言ってお互い一緒になってやらないと、納付率の向上にはつながらない。要は、職員がやっていた分を事業者さんをお願いするだけの話であって、だから、こちらから渡せる情報は十分渡してやる。それから、向こうの計画もどんなことをやるのかを十分聞いて、こういう分野が足りないぞというのだったら、ちゃんと助言をして、ただ、こうやれ、ああやれは言えないんですけれども、そういうことはできるだろうと。

それから、事務所が何か開催するということと一緒に、例えば事業者さんが集合徴収と言うんですけれども、呼び出して集合徴収で御案内をしたいと言います。だけれども、事業者さんでは正直言ってお金を持ってきたときに取れないんですね。受託して預かるということではできませんけれども、その場で現金収納はできないですから、そういうことをやるのだったら、例えば社会保険事務所の職員がその場に一緒に参加しましょうと。そうすれば、そこで来た人を間違いなく、言い方は悪いですが、払ってくれる人をちゃんととることができますので、そういう協力を今後はきちんとしていこうということを私どもの中で伝えてやっていくということがメインでございませぬ。

新部専門委員 私も現場の人間なものですので、もう一点お聞きしたいですか。民間にお願いし、電話による督促とかやりますよね。それでも未納になっている部分はありますよね。どの時点で戻ってくるんですか。期間も一括の契約でしょうから戻らないんですか。

社会保険庁（那須室長） 毎月毎月やった結果として戻ってくるんですね。また次に行こうと。今まではそのデータのやりとりの際には月1回のデータなものですから、そうすると、事業者さんたちはデータの中身がもう収まった人も入ってきたりしてしまうんですね、期間が経つと。そういうことがあったので、今後はそこを週ごとで渡すように変更もしていきます。結果はもらうと。

新部専門委員 業者さんからのデータが戻らないと前に進まなくなってしまうですね。そうすると、その事務所全体の収納率というのが芳しくなくなっちゃいますよね。

社会保険庁（那須室長） ただ、正直言いまして、事業者さんでは100人掛けたうちどれくらいの人が納付約束しましたよとか、この人は強烈的な拒否者で全然だめでしたとかももらうわけですね。納付約束者は守られたかどうかは事務所で確認し、拒否だとか全然だめだなど、それから、例えば今は失業中でお金がないんだと、そうすると免除に該当するような情報になりますから、そういうものは情報をもらえば今度は事務所がその人たちに当たるという役割分担になりますね。

新部専門委員 それは評価の対象になってくるんですか。

社会保険庁（那須室長） 報告をもらうのは特に評価が何かあるというわけではないんですが、あくまでも未納者に出したことに對してどれだけ取っていただけたかということの評価するしかないと思います。

森主査 取っていただいたということは、金額で取ったという意味ですか。

社会保険庁（那須室長） そういうことになります。

森主査 それが今、新部専門委員がおっしゃったように、例えば次の段階のステップになったと、それが評価というように。

社会保険庁（那須室長） 納付約束をしたからいいよというのではなかなか。実際納付約束はそのときだけ相手も「わかった、わかった」というのが納付約束なのか、本当にいついつ払うよというのが約束なのか、この辺はわからないものですから、やはり確実に収納になった分野で見る以外にないのかなというところがございます。

森主査 先ほどのやりとりの中で、結構事業者との間のいろいろな連絡調整を含めてということで、そうすると、先ほど高橋専門委員がおっしゃったように、いわゆる市場化テストをやるときの先ほどの2～3か月の10月ではなくて、少しでもそれがあることによって最終的な目標は収納率を上げることですね。その辺の考え方というのは、先ほどのやりとりの中で、御本心は少しでも時間があつた方がいいのではないかということかと思つたんですけども。

社会保険庁（那須室長） そこは否定はしません。ただ、事業として年度で手掛けるときに、やはり直近までの結果を踏まえて、動きを見てお出ししたいなというのもありますし、事務所全体中の行動計画といいますか、そういう対策も下期がちょうど10月から一緒に足並みがそろつていくところがあるものですから、ここはなかなか難しいところがありまして、済みません。

森主査 お宅の方の事務の都合の10月、下期という考え方ではなくて、この市場化テストそのものは何でそういうことをやらなければいけないかという考え方の原点は何だろうか。その中でどうでしょうかという。

社会保険庁（矢口室長補佐） 補足しますと、10月実施というところでこちらとしては直近まで

の実績を取り込んでそれを要求水準に反映して、年度の中の直近でいけば10月からでお願いしたいということなのですが、準備期間を2～3か月なりある程度十分な期間をとるとすれば、事業実績の反映を直近までとらずに1年前の状態までのものを反映させて、それで我々の作業スケジュールを早めて、業者さんにとって準備期間としてある程度の期間が確保できるというやり方はあるのかなとは思っております。

だから、我々の意図するところの直近の実績をできるだけとって何とか10月でということと、あと業者さん側から見れば、多少中身は古くても準備期間をちゃんともらえた方がいいということの歩み寄りなのかなと思うんですけども。

小山専門委員 要するに、もうちょっと後ろへずらせないかということを行っているわけですよね。ですから、今のお話だと、データがとれるとかとれないじゃなくて、平成18年度のデータがとれたところで10月じゃなくてもうちょっと後ろにして、入札業者が考える時間的な余裕を持たせられないかというふうにお尋ねしているので、用意ドンで事務所の職員と業者と競争して10月1日からスタートしなければいけないというのではなくて、もうちょっと遅くできないかという話なので、どうかなということですが。

森主査 長時間大変御苦勞さまでございました。いろいろとヒアリングさせていただきました。ありがとうございました。

小山専門委員 収まる見込みのないものはどれくらい返ってくるんですか。要するに、最初から全然だめというものは別にして、何回か催告してだめというものは。

社会保険庁(那須室長) それは繰り返し何回かやってももらった上でということになりますけれども。

小山専門委員 個別に返ってくるんですか。

社会保険庁(那須室長) まとめて月が終わっての状態。ただ、何かあったらすぐ来るものはありますね。

小山専門委員 何か月ぐらいですか。

社会保険庁(那須室長) 基本的には3回ぐらいやっていますかね。

社会保険庁(中澤係長) 業者さんとしても、やはり未納期間が短い方をまず集中的に先にやりますして、それで納めた方は徐々に除いていって、ワンサイクル終わったらまた納めていない人にもう一回サイクルを掛けていくというやり方が一般的でございまして。

小山専門委員 私が心配しているのは、時効の心配をしているので、早く返ってこないとその辺の問題もあるので。

森主査 時間が来ましたので。どうも御苦勞様でした。

社会保険庁(那須室長) お騒がせしておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

(社会保険庁 退室)

(国土交通省 入室)

森主査 引き続きまして、国土交通省住宅局住宅総合整備課から公営住宅の滞納家賃の徴収業務等について伺いたいと思います。国土交通省住宅局住宅総合整備課、合田課長さん、よろしくお願

いたします。

なお、大変申し訳ございませんが、御説明等につきましては10分ということによりよろしくお願いいたします。

国土交通省（合田課長） 合田でございます。よろしくお願いいたします。

公営住宅の資料がございますが、滞納家賃の徴収業務についてということで簡単に御説明申し上げます。

1番目に制度の現状ということで書いてございますが、公営住宅の滞納家賃の徴収業務と申すのは、釈迦に説法でございますけれども、公営住宅の家賃は地方自治法上の公金、いわゆる使用料という形で整理されておりますので、特に地方自治法の関係で地方公共団体が行うこととされている公権力の行使を民間事業者へ委託できないこととなっております。

また、としまして、こういった法律事項については弁護士法の中で非弁護士が取り扱うことができないと規定されております。例えば、法律事件の代理等の業務でございますけれども、こういったものも弁護士以外の者に民間委託できないということがございまして、現在はこういった法律行為を除きました、いわゆる事実行為としていろいろな業務を民間委託するということができております。ですから、家賃の徴収なり、督促の主体となることはできませんけれども、それに付随するようなもろもろの事実行為をやっていただくということができるようになっております。書いておりますような督促状の関係、納付についての呼び掛け業務、差押えに関連する補助業務といったようなもの、これ以外にもありますけれども、こういったものが民間委託できるとなっております。

2としまして、滞納家賃の対策についてどうなっているかということでございます。この家賃の徴収というのは、やはり私どもの中でも公営住宅の業務の健全な継続の上で極めて重要だと考えております。一方で、公営住宅と申すのは、住宅に困窮する低額所得者に対し、いわゆる福祉政策の一環として供給している分野でございます。例えば、法律の中でも一定の病気等で支払えないという特別の事情がある場合には、家賃を減免するとか、支払いを猶予するといった制度もございまして、具体的にやむを得ず家賃が支払えない状況にあった場合には、これも私どもの方でいろいろな通知をしていますけれども、福祉部局と連携をした上で措置を講じてくださいとなっております。

福祉部局との連携と申すのは、勿論住宅がそういった方々の生活の基盤になりますので、生活保護みたいなことができないのかといった御相談をしたり、福祉部局がいろいろな情報を持っていることがありますので、連携しながら、具体的にはこの方はこういう措置をしていくということを決めていくということをしてございまして、その場合には、やはり入居者の支払い能力も勘案して負担軽減を行うとなっております。

このために、これまでも家賃の滞納につきましては、入居者の収入等の状況、入居者の事情等を十分把握して、家賃支払督促等の所要の措置が講じられるように、事業主体に対して通知や説明を行ってきているところでございます。これは家賃ですから、滞納を始めてそれに対して毎月手紙を出すとか、一定以上になったときには面談をする、最後には明渡請求なり損害賠償請求していくこととなっておりますが、一方で、その中で先ほど申し上げましたような福祉的な面がありますので、

その点を十分勘案しながらやるようにといったような通知も出しております。

現在の公営住宅における家賃の滞納状況でございますけれども、平成 17 年度の調査では家賃の徴収率が 96.2%となっております。平成 16 年度が 95.7%ということで多少上がっておりますが、このぐらいの率になっております。

滞納額につきましても、過年度を含めまして 636 億円のうち、現年度分が 186 億円という額になっているという状況でございます。

2 つ目には、現段階でいわゆる民間委託をどうしているかという状況でございます。これにつきましては、事業主体の判断によりまして地方自治法の指定管理者制度、または地方自治法施行令第 158 条に基づく事務委託等によって、地方住宅供給公社、民間会社に対して家賃の徴収に関する事務を委託しているところでございます。実はこれはデータがなくて、今年の 4 月段階でデータをとりました。そうしますと、都道府県と政令市 64 事業主体のうち 50 事業主体、率にしますと 78%が民間委託をしているということでございます。

その中で、例えば兵庫県では平成 17 年度から特に公営住宅の退去者、つまり入っている方ではなくて出て行った方について、滞納家賃の徴収事務を、いわゆるサービサー会社、民間債権回収会社に委託しております。これは公営住宅に入居している方であれば、その場所に行けば公共団体に徴収できるわけですが、出てしまいますとどこに行ってしまうのかというのがなかなか県では把握できないということで、民間のサービサー会社ですといろいろなノウハウを持ってまして、例えば、違う借金の取り立てをするとかいろいろなことがありますので、そういうところを使って場所の突きとめを含めて委託しているということでございます。

そういう状況がございますので、今後とも事業者に対して滞納家賃について我々も非常に大事な話でございますので、民間委託を含めて適切な手段を講じたいと考えておりますが、特にこういった兵庫県の事例や他の事例をいろいろな研修とか会議の場もありますので、そういったところで各公共団体に紹介して、一つの選択肢として適切に講じられるようにしたいと考えております。

以上でございます。

森主査 ありがとうございます。

それでは、各委員の方から御質問等していただければと思います。

高橋専門委員 最後の点ですけれども、研修の場とかいろいろなところで周知徹底されるということは非常にいいことだと思うんですが、例えば、パンフレットなり通知なりでその辺をもっと系統的に徹底されるというような予定はおありにならないでしょうか。

国土交通省（合田課長） 今のところはありません。といいますのは、どこまで委託するかというよりか、やっている事例を紹介するというのが大事なかと。さっき申しましたように、いろいろな公共団地でやり方が違うんですね。例えば、あるところは公社を使うところもあるし、あるところは民間に公募して指定管理者を使うということもありますから、そういった例をある程度我々の方で調査をして、それをいわば整理してお出しするというようなことはやりたいと思っています。ですから、通知に意味があるかどうかというのは、私どもは効果がどの程度あるのかという感じがしていますので、事例を紹介することの方が意味があるのではないかと考えています。

高橋専門委員 パンフレットみたいなものをつくって徹底されるというようなことは十分考えておられるということですね。

国土交通省（合田課長） そうですね、情報として得たものについて、公共団体の了解を得て、事例集をつくっているいろいろな説明会や会議などで説明するということはしたいと思います。

高橋専門委員 わかりました。どうもありがとうございます。

小山専門委員 民間委託、兵庫県の例はサービサーだということですが、それ以外の民間委託というのはどんなところにされているんですか。

国土交通省（合田課長） 例えば、宅建業者のようなところですね。いわゆる宅建業の協会が主要メンバーでやっているという例も2～3ございます。

それから、民間ですと社団法人みたいなところが、たしか神奈川県だと思いますが、そういったところがやっているケースがございます。宅建などはそういうことをやりたいということをよくおっしゃっております。

新部専門委員 今の話は、家賃の徴収の話ですよね。宅建が委託を受けたいというのは。

国土交通省（合田課長） 実際に法律行為としてはできませんが、例えば、家賃を督促するような書面を書いて送ってもらうとか、電話してもらうといったようなことは可能ですし、やっていただいているところはあります。

新部専門委員 私は都の人間なんですけれども、実は東京都には都営住宅がありまして、住宅供給公社の方で徴収の実務業務をやっています。取れなくなったものは、いわゆる民事債権ということで、公の施設ながらも5年で時効、それと同時に時効の援用がない限り債権が消滅しないというようなことでずっと残っていく。そういう形で会計処理、債権管理といろいろ制約がある。そういう中で私どもは、主税局というところなんで、税金の方ですが、兼務職員がいまして、実際に住宅未納債権の徴収という部分もかかわっているんです。

そんなところからお話をすると、おっしゃるとおり低家賃の住宅を、私はこういう言い方は余りしたくないけれども、低所得者層に提供するという理念といたしますか、そういう中の住宅政策ですけども、ところが、そこに住んでいる方が逆に、全部が全部じゃないんですが、未納者の一部だと思いますが、非常にある意味確信犯的な、悪質なといたしますか、そういう未納者が結構いるんですね。未納のまま退去してしまいます。退去未納者については早い段階で取り組まないと転々としまして、今どこにいらっしゃるのかすらもわからない状況に入ってくるんですね。そういう中で、全体の住宅未納債権が全国で過年度分を含めて636億円という、ある意味膨大になっているところですね。

真面目に支払われる、同じような状況でも、そういう方もいるわけですから、やはり公正・公平といたしますか、こういう徴収業務をしていかなくてもはいけない。そのためにいわゆる行政がどういう手だてをしていくべきなのかというものを、私どもも考えていて、住宅債権だけに限らず関係するいろいろなところにお話ししているわけです。そういう中で民間活用という部分なんですけど、ある程度国土交通省さん辺りが、総務省さんとも関係があるのかもわかりませんが、何か一本筋立ったものを立てられたらどうかと思うんですけども、そういう中で直接市場化テストではないに

しても、民間活力というものを一本打ち出すというのも一つの方法かなと思うんです。その延長の中に市場化テストがあるのかもわかりませんが、その辺はどうでしょうか。

国土交通省（合田課長） まさに先ほど説明した兵庫県の例がそうなんです。住宅部局では団地に行けばいろいろできますけれども、出て行ってしまっておっしゃるようどこに行ったかわからないというので、兵庫県ではまさに退去者を対象にして、公募のうえ選定した債権回収会社に委託しています。費用対効果などは別ですけども、一応成果は上がってきていると聞いています。

例えば、住宅部局だけではなくて税金部局と一緒にやるとか、こういった民間の情報ネットワークを持っている方がやるとか、そういうことを広げていくとどんどん変わっていくのかなという感じがします。ですから今やっている体制だけではなくて、おっしゃるようにそういう民間の方をうまく使うということをやっていかなければいけないし、多分それは試みた公共団体もそういう意識が強いと思うので、いろいろな方法がありますが、実際に兵庫県などがやっていますので、他の地域でもできないことではありませんから、いろいろな機会にお知らせしていけるのかなという感じはしています。

新部専門委員 昨年、ある地方都市の方とある場所で会う機会がございまして、そういう未収金の回収についてどうやっていいだろうかという研修会がありました。そのときにいわゆる未納で居座っている方、それも悪質だと判断されたと思う方に退去を求めるといふ、いわゆる建物の明け渡し請求を起こされるその算段を考えられて、実行していくということです。そのときに当然のことながら地方自治法の第 96 条という議会の縛りがあって、専決でない限りにおいては、議会に報告・承認という形になって、スピード感で地方団体（職員）の方が非常に難儀するところもあるんですけども、いずれにしても悪質といいますが、確信犯的なものについては退去を求めるとも含めて考えていかなければいけないのかなと。

国土交通省（合田課長） 公営住宅法では、3か月以上家賃滞納する、その他いろいろ迷惑行為とかありますけれども、そういうことをすれば退去命令ができます。現に、平成 17 年度でも都道府県と政令市で家賃滞納を理由に明け渡し請求した事例が 9,300 ぐらいありますし、まさに住宅においては家賃を払わない場合には、いわゆる契約上の債務不履行ですから、明け渡し請求はできることになり、随分やってはいます。税金とは違って、やはり公営住宅は家賃ですから、かわいそうな人は減免措置をとりますけれども、おっしゃるようなひどい人には現在どんどん明け渡し請求しておりますし、それから、割と過去に比べてその辺は公共団体の中で厳しく取り扱っていますから、明け渡し請求の事例数としては増えてきていると思います。

新部専門委員 なぜこんなこと言ったかということ、すみ分けだと思っただけですよ。つまり、そういう法的な部分をやるのは公務員でなくてはできないわけですよ。その分は公務員が担って、外に出す（委託）ことによって浮く部分、法的な措置を公務員が行うというふうに分けるといふか、そういう中で民間活力を使っていければいいなと考えるんです。ただし、いろいろ法律の制限がありますから、その部分をクリアしながらなんでしょうけれども。

国土交通省（合田課長） 公共団体の場合は個々の判断で導入しないところがあります。都道府県と政令市で委託を実施しているのが 50 ありますけれども、残りの 14 が導入していないんですが、

理由を聞きますと2つあって、1つは、毎年所得を把握するので個人情報保護のことを気にしている。公社だと公共団体に準ずるものだからまだましという感じなんですけれども、民間に委託するとそういった毎年申告される収入等に関する個人情報の取扱いがどうなるのかという懸念が1つ。

2つ目は、委託費に対して効果は出るのかという、費用対効果みたいなもの。つまり、委託で民間が実施した部分だけ徴収が上がるという効果が出るのかどうか、この辺はすぐに判断できないようになっています。それは特に住宅部局の立場では、市町村などにやれと言うことはできますけれども、住宅部局から見ると財政部局に委託費を要求した場合、どれくらい徴収効果が上がるんですかと言われてしまうところがあって、これは住宅部局に聞いた話ですが、それが一つの導入しない原因になっているので、だから、それは公共団体の状況によって変わってくるし、市長さんなり首長さんのやり方で随分変わるのかなという感じもしますね。

森主査 先ほど課長さんが言われましたように、公営住宅というのは福祉的な要素がある。ということ、悪い言葉で言えば、滞納して居座ってしまうということは、逆に言うと本来入りたい人が排除されてしまう。そういうことというのは公営住宅の管理からいくと、なかなか相容れない。そうすると、そういうことに対して今、新部専門委員もおっしゃいましたけれども、やはりどうしても公権力を行使しなければいかん部分と、そうではない一般的なごく普通の公営住宅の家賃とかあるいはいろいろなことというのは、何か切り分けをすることによって、ある面では本来どうしても入らなければいかん人を救うというか、そういうような趣旨に持っていかなければ、なかなか大変だなと思います。

国土交通省（合田課長） さっきは逆を言いましたけれども、逆に50団体が委託を導入しているということで、マニュアル的な業務は民間など行政の外に出して、公務員の方は実際に厳しい、はっきりした行政的なことをやるというようになってくると思います。

森主査 それこそ、例えば都道府県とか政令市には住宅供給公社とかそういういわゆる公的ところが、例えば指定管理のこと、あるいは今の徴収のことを含めていろいろなことができる規定かどうか知りませんが、そういうふうになっていますね。私どもも同じように思っているわけですね。逆に言うと、では、私どもがそういうことを考えようと思うと、私人の委託ということで、先ほどいみじくもおっしゃいましたけれども、例えば、地元のいわゆる不動産の組合というようなところに入居のあっせんも含めて、いろいろなものをワンセットでということはできるんですか。

国土交通省（合田課長） 可能です。確かに、この問題は小さい事業主体ほど大変です。大きい事業主体は公社があって、公社もノウハウがありますし連携しやすいのですが、小さい事業主体をどうするかということですね。例えば、地域が県庁所在地に近ければ公社にお願いすることも当然あると思いますし、もう少し離れたところであれば、1つの事業者がやるのか複数でやるのかわかりませんが、もう少し離れたところであれば、多分こういう業務はたくさんこなすから民間ができるので、余り小さな事業者が少ない件数で実施しても多分非常に効果が小さくて、役人がやればいいという話になってしまうので、少しこれから考えなければいけないところだと思います。

森主査 先ほどおっしゃいましたように、担当の職員からいくと、例えばこの費用はこれだけ掛

かると、だけれども、上がりはこれだけしかない。そうすると、やはりボリュームが大きければいろいろなやり方ができると思うんですけども、なかなかそれができない。そうすると、結局月日だけ経っていくというような、今そういうジレンマに実際になっているものですからね。

国土交通省（合田課長） 今おっしゃった話は研究したいと思います。

高橋専門委員 弁護士法の特例を設けるみたいな話があると思うんですが、この辺についての見解はどうですか。

国土交通省（合田課長） それは他の法律のスキームがいろいろ変われば活用できる要素はあるのではないかと思います。例えば、弁護士法第72条では、基本的にはいろいろな法律事件についての取扱いは弁護士さんしかできなくなっています。サービス法などで一部抜きましたけれども。我々ではどうしてもない世界ではあるのですけれども、そういうサービス法みたいな特例がどんどん広がっていけば活用する要素が増えてくるのではないかと思います。

高橋専門委員 公営住宅法で特例を設けるみたいなことを考えるというのは、

国土交通省（合田課長） 公営住宅法で特例を設けるといのは、多分ないのかなと思います。

高橋専門委員 そうですか。それはどの辺で難しいですか。

国土交通省（合田課長） 難しいというか、基本的に実際に裁判になった段階では弁護士さんを使いますので、わざわざ公営住宅法で設ける必要があるかどうかというのは私たちとしては疑問があります。

高橋専門委員 わかりました。

森主査 先ほど新部専門委員がおっしゃいましたけれども、例えば、私どももそうですが、住宅の使用料の問題というのは、債権の営業の問題を含めていろいろある面で私ども条例で決めなければいけない、どこかで打ち切らなければいけないとかいろいろな問題が出てくるというのは、大変悩ましい問題がある面で不良債権でどっと後ろへいつまで経っても残っていくという現場としてのいろいろな問題を抱えているという中で、特に住宅の家賃も結構ばかにならない金額になってくるというものが、ますます公会計の健全化の問題の中で一つ大きな課題になってきているということもまた是非御理解いただきたいと思います。

どうも御苦勞様でした。ありがとうございました。

（国土交通省 退室）

森主査 それでは、本日の徴収分科会はこれで終了させていただきます。

なお、引き続き委員懇談会を開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

（分科会終了）